ここが聞きたい！

茂呂 孝志 議員

●診療所・たいへい苑・さざんか荘の無償譲渡は
●介護保険料の引き下げは
●地域活性化と雇用確保は

診療所・たいへい苑・さざんか荘の無償譲渡は

問 公務とは公共の福祉の増進を事業目的としている。民間は利益を追求することが事業目的です。町は公務よりも民間で運営する方が地域医療や高齢者福祉のサービスが向上すると判断した理由は。

答 健康福祉課長
町の総合計画や行財政改革大綱に沿って施設の経営形態を見直し、民間の競争原理により一層のサービス向上が図られるものと考えています。

問 民間の競争原理よりも公務の事業目的に沿って財政を効率的に運用し福祉の増進に努めていく方が住民の福祉の向上につながると思うが。

答 健康福祉課長
あくまで民間の力でということで決定してきたということです。

問 町は行政改革で人件費や施設の維持管理費を削って他の財源に充てたいと考えているが、医療や介護に対する住民の要求は大きいから、民間でなく町独自でこの行政運営に対応すべきではないか。

答 健康福祉課長
私どもは介護の現状が適切な姿とは思っていません。基本的に「たいへい苑」は公設で設置し経営する予定であったが、県等に強い要請があって、社会福祉協議会への経営を余儀なくされた部分もあります。しかし、経営ノウハウが乏しい母体で経営するサービス、施設の拡大に難しい部分があると思うので民間活力を導入しました。

問 契約先との協定書は、契約内容が守られない場合は、町は強制的に返還命令ができる協定書が結べるのか。

答 健康福祉課長
その辺がきちんと担保できるように顧問弁護士等とも相談しながらやっていきたい。

診療所・たいへい苑・さざんか荘

介護保険料の引き下げは

問 平成21年度に借りていたお金の返済が完了しているのに、平成23年度まで毎年5億348円を返済する計画で保険料上乗せして徴収している。しかも平成20年度の繰越金は36億4250万円が生じ介護給付費準備基金に積み立てをしています。いずれも保険料を引き下げる財源に充てることが出来ると思うが。

答 健康福祉課長
事業計画の段階では借りているお金を各年度に振り分けて返済するようにしています。平成20年度決算で全額返済しているので、平成21年度以降、保険料軽減に当てられるべきものであったのではないかとのお尋ねに対しては、もちろんそうであったわけですが物理的に不可能であるから、繰越金については変動する給付費の財源確保に必要です。

地域活性化と雇用確保は

問 住宅リフォーム（修理・改築）助成事業を推進すれば地域経済への波及効果は大きいのでは（例えば筑後市は年間600万円の予算で総工事費が6400万円に達している）

答 総務課長
きめ細やかな臨時交付金事業等で地元業者に仕事を確保したいと考えているので、現在のところ持ち家などのリフォームに対する助成は考えていません。

問 小規模工事契約者登録制度の導入で地元業者の仕事確保に努める考えはないか。

答 総務課長
町が発注する事業については品質の確保面、町内30余りの業者がいることを考慮すると当分の間見合わせたい。また、今年からシルバー人材センターが設置され、そういった方々の仕事もあり、直ぐに導入ということは困難と考えています。

ここが聞きたい！

高畑 廣視 議員

●全国瞬時警報システムとは

全国瞬時警報システムとは

問 このシステムとは。

答 総務課長
通信衛星を活用し、何か起こったときに国が発する警報や情報をサイレンや音声により瞬時に自治体や住民へ伝達するものであります。22年度にこのシステムの改修、整備を行なうよう全国的な規模でするようにしております。

問 いつ、どのように作成されたのか。

答 総務課長
消防庁により、平成17年から緊急地震速報分野での実証実験が開始され、平成18年5月に武力攻撃事態等も加えた開発整備が発表されました。さらに、その後も実験を続け、平成18年3月に報告書がまとめられ21年度の国の補正予算に整備費用を計上し、平成22年度にかけて原則、国費で全市町村一斉に整備されることになっております。上毛町においては防災行政無線がありますが、それを改修するということになると思います。

問 このシステムの背景は。

答 総務課長
平成16年に国民保護法が成立、また施行しております。それを機に国において津波情報、緊急火山情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等を瞬時に国民に伝達することを可能にするための警報システムを開発・検討するものです。

問 弾道ミサイル情報等に対して放送を聞くだけか、また一般市民はどう対処するのか。

答 総務課長
このシステムは効果も大きい一方、非常に影響力もあるという側面もあります。このシステムの導入後の住民への避難誘導等の対応につきましては、すでに20年に作成済みであります地域防災計画、それから19年2月に作成しました国民保護法計画に基づいて、住民にさらなる周知をしていくことが必要だろうと考えております。

問 一般市民はこういうシステムをほとんど知らないと思うが。

答 総務課長
防災計画、国民保護計画でそういった避難誘導等を周知する中の導入がされておるということも併せて周知していくということになろうかと思います。

問 例えば、どこの国がミサイルを日本に向けて撃つとか、そういう背景は。

答 総務課長
私ども自治体の段階では、そういったことの返答は無理からぬことかと思います。

問 岐阜県や福井県で「ミサイル着弾の恐れがある」と言う誤報が流れたらしいが、実際落ちて来たらどう対応するのか。

答 総務課長
国民保護計画の中には具体的には書かれておりますけれども、その辺の対応については今後勉強させて頂きたい。

問 例えば、核弾道ミサイルが落ちた場合、何か対策は。

答 総務課長
国民保護計画に基づいて、ということで、その中に謳われておりますので今後、その辺を勉強させていただきたいと考えております。

役場放送室

答 総務課長
このシステムは、第一義的に住民に緊急避難を通告するという意味で、具体的にそれによって被害がどう防げるかということまでは、お答えすることは出来ません。

問 国から本町に「避難誘導マニュアル」の作成を、という話があると思うが、当町の作成状況は。

答 総務課長
国民保護計画に基づいて、ということで、その中に謳われておりますので今後、その辺を勉強させていただきたいと考えております。